

第 15 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 1 0 月 7 日（月）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（17 名）

1	中津 正三		15	桐山 文子	
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
		11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	岡本 敏美
6	吉田 和郎	13	田部 恵		
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（2 名）

4	岩井 豊太郎	8	清水 峰幸	
---	--------	---	-------	--

その他の出席者（5 名）

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

傍聴人 1 名

議案

議案第 6 2 8 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による
農用地利用等について

議案第 6 2 9 号 農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について

議案第 6 3 0 号 買受適格証明願について

議案第 6 3 1 号 土地現況確認申請について

議案第 6 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 3 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 3 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 5 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項
について

議長

ただ今から、第15回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、9番 林委員、12番 下野委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。

では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第628号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に
よる農用地利用等について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第628号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に
よる農用地利用等について、説明させていただきます。

こちらの1番及び2番の事案につきましては、出席の農業委員に関す
る事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事
参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いてい
ただき、審議には、着席のままで結構ですが、加わらないよう、よろし
くお願いします。

別に配布しております、1ページ「令和6年度 4号 農用地利用集
積計画（農地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、原則、年2回、4月と10月の
公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、
移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するということで、安
心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るう
えで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

1ページから15ページまでが、農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みに於いて、「農地中間管
理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった
農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮

し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

今一度、1 ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

権利の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する権利の欄は、種類、始期、終期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

15 ページをご覧ください。

下の合計の欄ですが、

利用権を設定する者 142 人、設定する土地 337 筆、
面積 321,772.60 m²となっております。

本日、ご承認頂きましたら、10月18日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。

16 ページ「令和6年度 5号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

以前は「農用地利用配分計画」と呼ばれていたものですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、「農用地利用集積等促進計画」と名称が変わったものでございます。

これは、「農用地利用集積等促進計画案」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものでございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は貸人の延べ人数、筆数は借り受け筆数、面積は借り受け面積が

記載してあります。

17ページをご覧ください。

結果、利用権の設定を受ける者 33人、利用権を設定する者 延べ152名、設定する土地 337筆、面積321,772.60㎡となっております。

18ページをご覧ください。

令和6年度 5号 農用地利用集積等促進計画案でございます。

こちらは、先程説明させていただきました総括表の詳細となります。

左から順に表の説明をさせていただきます。

借入候補者・農用地等の欄には、貸人に関する氏名、住所、及び貸付対象の土地に関する事項が載せてあります。

右側の農用地等の貸付見込みの欄には、農地中間管理機構を介して借受けに関する氏名、住所、及び、借受対象の土地に関する事項が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

29ページをご覧ください。

下の欄でございますが、

利用権を設定する者 142人、設定する土地 337筆、面積 321,772.60㎡となっております。

最後に、30ページ「令和6年度 6号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

先程の5号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でございます。

表の説明をさせていただきます。

左側に記載の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者にお互いの合意により担い手を変更するものでございます。

変更する担い手 2名、変更する土地 2筆、面積1,972㎡となっております。

次に31ページが各筆明細となります。

左から、権利を設定した土地について、土地の所有者の氏名、住所、

及び貸付対象の土地に関する事項が載せてあります。

真中の現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から右側に記載してございます土地の貸付計画案に記載されている移転先に担い手を変更するものでございます。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、6月29日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

先程の話のとおり、こちらの1番及び2番の事案につきましては、2番、6番、7番、8番、14番の委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第629号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第629号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

議案の1ページをお願いします。

3件提案されております。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、425㎡でございます。

2番、田、3筆合わせて、1,540㎡でございます。

3番、畑、田、14筆合わせて、12,931㎡のうち、

12,869.75㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第630号 買受適格証明願（農地法3条）について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第630号 買受適格証明願（農地法3条）について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

買受適格証明願については、1件申請されています。

農地の競売に参加するためには、買受適格証書が必要となるため、証明願いが出ているものでございます。

農地法第3条関係の買受適格証明願は、農地の取得であり、内容は農地法3条の許可と同じでございます。買受人になった方は、その後改めて、農地法第3条の許可申請をしていただくことになります。

1番、所有権移転によります、田、1, 356㎡でございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第631号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第631号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

土地現況確認申請につきましては、2件提案されております。

平成24年施行の「大垣市農地転用後の土地現況確認事務処理要綱」に基づき、農振農用地区域以外の農地で、現況が農地又は採草放牧地でなくなってから20年経過したものであること、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものについては公的機関が発行する証明書等により農地でない証明で対応できることとなっております。

1 番、田、71 m²で、建築業作業場及び車庫でございます。

2 番、田、2 筆合わせて、406 m²で、一般個人住宅の（駐車場・
進入路）でございます。

1 番の土地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。当該地には、昭和55年建築の車庫が、平成4年建築の建築業作業場が現存しており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、固定資産課税台帳登録事項証明書により、当該地に昭和55年及び平成4年に、それぞれ車庫及び作業場が建築され、かつ農地性を喪失してから20年以上経過していることが確認できます。

2 番の土地の区分につきましては、市民サービスセンターから、概ね300m以内に存する区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

当該地は、平成12年には既に、個人住宅の駐車場及び進入路として利用されており、今日に至るまで、農地性を喪失しております。

このことは、平成12年、撮影の国土地理院の航空写真や、固定資産課税台帳登録事項証明書により、農地性を喪失してから継続して20年以上経過していることが確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第632号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第632号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

5件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、499㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,385㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、6筆合わせて、1,988㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、839㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、486㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第633号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第633号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第4条関係申請明細につきましては、2件提案されております。

1番、畑、42㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、畑、173㎡で、農家住宅（庭・進入路）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第634号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第634号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

農地法第5条関係申請明細につきましては、1件提案されております。

1番、使用貸借権によります、畑、241㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用に供する施設が連たんする区域内の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第15号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第15号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、336㎡で、集合住宅及び駐車場でございます。

2番、田、503㎡で、共同住宅及び駐車場でございます。

4 ページをお願いします。

3 番、畑、2 筆合わせて、1 1 1 m²で、一般個人住宅（駐車場）で
ございます。

4 番、田、7 6 8 m²のうち、6 7 7 m²で、共同住宅でございます。

5 番、田、2 筆合わせて、1, 0 9 0 m²のうち、6 3 9 m²で、
共同住宅でございます。

農地法第 5 条関係届出明細については、16 件申請されています。

6 番、所有権移転によります、田、2 筆合わせて、3 7 8 m²で、
一般個人住宅でございます。

7 番、賃貸借権によります、田、4 筆合わせて、1, 4 9 7 m²の
うち、6 4 9 m²で、野菜加工業資材置場でございます。

5 ページをお願いします。

8 番、所有権移転によります、田、1, 6 5 0 m²で、建売分譲で
ございます。

9 番、使用貸借権によります、田、4 5 7 m²で、一般個人住宅で
ございます。

1 0 番、所有権移転によります、田、1 7 1 m²で、一般個人住宅で
ございます。

1 1 番、所有権移転によります、田、2 6 5 m²で、一般個人住宅で
ございます。

1 2 番、使用貸借権によります、田、1, 1 1 0 m²のうち、4 8 4 m²
で、一般個人住宅でございます。

1 3 番、所有権移転によります、畑、2 8 3 m²で、一般個人住宅で
ございます。

1 4 番、所有権移転によります、田、4 6 2 m²で、一般個人住宅（駐
車場）でございます。

1 5 番、所有権移転によります、田、6 2 7 m²で、宅地分譲でござい
ます。

6 ページをお願いします。

- 16番、使用貸借権によります、田、畑、2筆合わせて、
248㎡で、一般個人住宅でございます。
- 17番、所有権移転によります、田、1, 208㎡で、宅地分譲でございます。
- 18番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、752㎡のうち、
510㎡で、管工事業資材置場でございます。
- 19番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、749㎡のうち、
334㎡で、貸駐車場でございます。
- 20番、所有権移転によります、田、351㎡で、一般個人住宅でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、991㎡で、宅地造成でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、9件申請されています。

7ページをお願いします。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 22番、田、2筆合わせて、381㎡でございます。
- 23番、田、1, 646㎡でございます。
- 24番、田、5筆合わせて、2, 123㎡でございます。
- 25番、畑、4筆合わせて、1714㎡のうち、
1, 480.28㎡でございます。
- 26番、田、畑、3筆合わせて、940㎡でございます。
- 27番、田、畑、5筆合わせて、2, 830㎡でございます。

8ページをお願いします。

28番、田、3筆合わせて、2, 316㎡のうち、2, 211㎡で
ございます。

29番、田、畑、4筆合わせて、1, 974㎡でございます。

30番、田、618㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、
説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、20件届
出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の
許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければ
ならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

31番、畑、田、7筆合わせて、4, 499㎡でございます。

32番、畑、10筆合わせて、2, 684㎡でございます。

9ページをお願いします。

33番、田、畑、4筆合わせて、2, 374㎡でございます。

34番、畑、田、3筆合わせて、1, 083㎡でございます。

35番、田、畑、7筆合わせて、8, 972㎡でございます。

36番、畑、254㎡でございます。

37番、田、畑、6筆合わせて、824㎡でございます。

38番、田、3筆合わせて、4, 955㎡でございます。

39番、田、3筆合わせて、1, 595㎡でございます。

10ページをお願いします。

40番、田、畑、9筆合わせて、8, 607㎡でございます。

11ページをお願いします。

41番、畑、田、33筆合わせて、26, 126㎡でございます。

12ページをお願いします。

42番、田、3筆合わせて、1, 345㎡でございます。

43番、田、畑、10筆合わせて、7, 590㎡でございます。

44番、田、畑、2筆合わせて、2, 227㎡でございます。

45番、田、2筆合わせて、2, 036㎡でございます。

46番、畑、288㎡でございます。

47番、田、7筆合わせて、3, 521㎡でございます。

13ページをお願いします。

48番、田、14筆合わせて、9, 533. 61㎡でございます。

49番、田、3筆合わせて、1, 740㎡でございます。

50番、畑、312㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時31分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年11月5日

議長

高橋 滋

議事録署名者

林 新太郎

議事録署名者

下野 一郎